

## 合 意 書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)と \_\_\_\_\_ (以下、「丙」という。)  
とは、甲が乙に対して、乙と丙の不貞行為を理由に慰謝料を請求している件 (以下、「本件」という。)につい  
て、以下のとおり合意した。

第1条 乙と丙は、甲に対して、乙と丙が不貞関係にあったことを認め、真摯に謝罪する。

第2条 乙は、甲に対して、前条に関して、解決金として、金 \_\_\_\_\_ 円の支払義務があることを認める。

第3条 乙は、甲に対し、前条の金員を令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日限り、 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店  
「 \_\_\_\_\_ 」名義の普通預金口座 (口座番号 \_\_\_\_\_ ) に振り込む方法により支払う。ただ  
し、振込手数料は、乙の負担とする。

第4条 乙は、丙に対する求償権を放棄する。

第5条 乙と丙は、甲に対して、就業上必要不可欠な場合を除き、相互に接触しないことを約する。

2 前項の接触は、現実の接触のみならず、電話、メール、郵便、ソーシャルネットワークサービスなどを  
用いた一切の方法による接触をいう。

第6条 乙と丙は、甲に対して、前条の規定に違反した場合には、その違約金として、1回の違反行為につい  
て各金 \_\_\_\_\_ 円を支払うことを約束する。

第7条 甲と乙と丙は、本件に関し、相互に、インターネットへの書き込み・書面掲載・口頭による情報の流  
布・架電・電子メール等その他方法の如何を問わず、本件に関する情報をみだりに公開しないことを約束する。

第8条 甲と乙と丙は、甲と乙の間、甲と丙の間、乙と丙の間には、本合意書に定めるものの他に何らの債権  
債務がないことを相互に確認する。

以上の合意の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙各自1通ずつ保有する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【甲】住所

【丙】住所

署名

印

署名

印

【乙】住所

署名

印